

面会許可証について

入院前または入院当日の説明の際に、入院患者さん1名につき2枚の「面会許可証」をお渡しします。親族又は親族に準ずる方で所持するようにしてください。

「面会許可証」裏面の患者氏名と入院年月日が未記入の場合は無効となりますので、忘れることが無いように直ぐにご記入ください。

入院患者さんに面会する場合だけでなく、着替えなど身の回り品の受け渡しなどのために病棟に入る場合であっても「面会許可証」の携帯が必要です。

★ご注意いただきたいこと★ 守れない場合は原則面会をお断りします。

◎面会許可証をお持ちでない場合（忘れた場合も含む）は病棟に入れません。

※知人、友人等だけでは面会できません。必ず、面会許可証をお渡しした親族又は親族に準ずる方が一緒の時のみ可能です。

◎マスクの着用（不織布マスクを推奨しています）、手指消毒（手洗い）をしてから病棟にお越しください。

◎面会中の飲食は禁止です。

◎7日以内に新型コロナウイルス感染症に罹った場合、発熱（37.5度以上）や風邪症状（咽頭痛、咳、痰など）や発疹がある場合は、入院患者さん等の感染予防対策のため病棟に入れません。

◎感染症の流行状況などにより、やむなく面会制限や面会禁止となる場合があります。あらかじめご了承ください。

来院時には「防災センター」で以下の手続きを行ってください。

- ① 面会申請書の記入
- ② 申請書と許可証を防災センターへ提出
- ③ 面会許可証用ホルダーとストラップを受け取る。
- ④ 許可証を入れたホルダーを首から下げる。
- ⑤ お帰りの際は、面会許可証用ホルダーとストラップのみ防災センター前の返却BOXへ返却。（許可証は名札ケースから出してお持ち帰りください。）



※許可証を破損・紛失した場合は、運転免許証等、本人確認できるものをお持ちになり、防災センターへお越しください。